

専決処分の報告について〔損害賠償請求等控訴事件に係る訴えの提起〕

議第94号 福岡高裁 令和3年（ネ）第574号損害賠償請求等控訴事件について、本市の主張が認められず敗訴したため、専決処分（2月8日）により最高裁判所に上告したものを。

1 事故の概要

本事件は、平成29年6月25日（日）19時30分頃、本市が管理する県道瀬田熊本線沿いの個人所有地に育成する樹木が本件県道の車道内に倒れ、走行中の自動車の上部を直撃し、運転者が死亡したものの。



2 訴訟状況

〔第一審〕令和3年（2021年）6月23日 熊本地方裁判所判決

- ・県道沿いの民有地上の竹木が県道に倒れこんで事故が起きることを予見することは可能であったので、県道に沿って金属製のフェンスや防護柵を設置するなど、倒れた竹木が入り込むことを防止する対策を講ずる必要があった。
- ・熊本市は民有地所有者と連帯して、被害者遺族に5,100万円余及び遅延損害金を支払え。

〔原審（控訴審）〕令和4年（2022年）1月28日 福岡高裁判決

- ・本件樹木が本件県道に倒れることは予測可能な危険であり、これに対する安全措置が講じられていたとはいえない以上、本件県道の管理には瑕疵があった。
- ・熊本市は民有地所有者と連帯して、被害者遺族に4,996万円余及び遅延損害金を支払え。

3 最高裁判所への上告（2月10日付）

《本市の主張》

- ・本件樹木は個人所有地の奥まった場所に育成しており、さらに、その周囲には竹や雑草が密生しており視認すら困難な状態であった。よって、県道内への倒木の予見は不可能であること。
- ・本市は道路管理者として、定期的な道路パトロールを行い、また、沿道土地所有者への指導を行うなど本件県道の適切な管理を行っていたので、道路管理に瑕疵があるという判決は受け入れられない。

* 今後、代理人弁護士と高裁判決の詳細な論点を整理し、上告後50日以内に上告理由書を提出する予定。